第54回 民間資金等活用事業推進委員会

議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

第54回　民間資金等活用事業推進委員会

日　時：令和２年12月8日（火）13:00～14:25
場　所：オンライン開催
出席者：
【民間資金等活用事業推進委員会委員】
飯島（彰）委員長、柳川委員長代理、飯島（淳）委員、上村（敏）委員、北詰委員、倉斗委員、谷口委員、山口委員
【内閣府】
岡下内閣府大臣政務官、井上政策統括官（経済社会システム担当）
民間資金等活用事業推進室
松本室長（大臣官房審議官）、石田参事官、波々伯部参事官、阿部企画官、井村企画官
議　事：（１）計画部会報告
①　新型コロナウィルス感染症の影響について
②　PPP/PFI推進アクションプラン（令和２年改定版）の取組状況について
（２）事業推進部会報告
①　事後評価等マニュアルの策定について
②　民間提案推進マニュアルの改定について
③　公共施設の非保有手法に関する基本的な考え方について
（３）　その他

○波々伯部参事官　それでは、定刻となりましたので、ただいまから、「第54回民間資金等活用事業推進委員会」を開催させていただきます。私は、事務局であります内閣府PFI推進室の参事官をしております、波々伯部でございます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中御出席をいただきまして、ありがとうございます。

最初に、私ども政務官の岡下のほうから、御挨拶をさせていただきます。

よろしくお願いします。

○岡下政務官　内閣府でPFIなどを担当しております、大臣政務官の岡下昌平と申します。

委員の皆様におかれましては、平素より、PPP/PFIの推進に御協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、本日は、「第54回民間資金等活用事業推進委員会」に御出席をいただきまして、重ねて御礼を申し上げます。

多くの公共施設等が老朽化により、更新時期を迎えております。そんな中、PFIは公的負担の抑制、良好な公共サービスの実現、新たなビジネス機会の創出が期待できるものであると考えております。

PFIの実施状況を見てみますと、令和元年度におきましては、単年度で最高の77件、累計で818件のPFI事業が行われるなど、全国的に見ると、事業件数は伸びてきておりますけれども、しかしながら都道府県単位で見てみますと、まだまだばらつきがあるというのが現状でございます。

こうした状況を踏まえながら、私も政務官就任後、地方銀行の皆様方と地域におけるPFIの普及、特に人材育成の分野等について、意見交換をさせていただいているところでございます。

また、新型コロナウイルス感染症による影響は、PFI事業にも及んでいるところでございますが、今後、感染予防や社会・経済の変化を盛り込んだ質の高い公共サービスを提供するためにも、PFIは有効な手段と考えておりまして、引き続き、政府といたしましても、関係者の皆様方と連携しつつ、PPP/PFIを推進していきたいと、このように考えているところでございます。

本日の委員会では、令和２年度の「PPP/PFI推進アクションプラン」の取組状況等について御審議をいただきまして、委員の皆様から忌憚のない御意見をいただくとともに、実り多い議論が行われまして、今後PFIが全国各地で活発に行われることを心より期待して、私の挨拶とさせていただきたいと思います。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

○波々伯部参事官　ありがとうございました。

なお、政務官は、ほかの公務がございますため、ここで退席をさせていただきます。

（岡下政務官退室）

○波々伯部参事官　それでは、まず、本日は、皆様方が４月に改選されて初めて、オンラインではありますけれども、対面で開催する委員会ということでございますので、再任の方も含めまして、参考資料１の名簿順に、本日の御出席の皆様の委員を、私から御紹介をさせていただきます。

まず、会場でございますけれども、飯島彰己委員長でございます。

柳川範之委員長代理でございます。

飯島淳子委員でございます。

上村敏之委員でございます。

北詰恵一委員でございます。

倉斗綾子委員でございます。

谷口綾子委員でございます。

山口直也委員でございます。

なお、本日、上村多恵子委員におかれては、御欠席との連絡をいただいております。

それでは、飯島委員長から一言御挨拶をいただければと思います。

よろしくお願いいたします。

○飯島委員長　ただいま御紹介に預かりました、三井物産の飯島でございます。

このたび、委員長の大役を仰せつからせていただきます。

公共施設やインフラ整備運営に、民間の資金や創意工夫を活用するPFI事業は、人口減少、財政の逼迫、さらには新型コロナウイルス感染症の影響を受ける、大変厳しい環境下にありますけれども、質の高い行政サービスを効率的に維持、発展し、地方経済振興にも寄与する有力な手法かと思っております。

皆様と御一緒に、よりよい推進方法を検討していければと思いますので、これからもよろしくお願いを申し上げます。

ありがとうございました。

○波々伯部参事官　どうもありがとうございました。

本日の委員会ですが、現員数９名のうち、８名の委員の方に御出席をいただいております。定足数の過半数に達しておりますので、委員会が適法に成立していることを御報告申し上げます。

続きまして、事務局側の出席者を御紹介させていただきます。

大臣官房審議官兼PPP/PFI推進室長の松本でございます。

○松本審議官　松本でございます。

○波々伯部参事官　それでは、以後の議事につきましては、飯島委員長に進めていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

○飯島委員長　それでは、本日の議事に入らせていただきます。

まず初めに、議事「（１）計画部会報告」について「①新型コロナウイルス感染症の影響について」及び「②PPPPFI推進アクションプラン（令和２年改定版）の取組状況につい

て」、事務局より説明をお願いします。
○井村企画官　それでは、事務局から説明をさせていただきます。

（事務局より、資料１－１、１－２、１－３、１－４、１－５を説明）

最後になりますけれども、本日御欠席の上村多恵子委員から、事前に御意見をいただいていますので、ここで御紹介をさせていただきたいと思います。
まず、新型コロナウイルス感染症の影響についてでございますけれども、計画部会からも意見が出ているが、おおむね同意見である。
このコロナのような不可抗力に対して、PFIの活用を適切に推進促進するためにも、官民リスクの分担の見直しも含めた柔軟な再構築をして、契約を再度見直し、協議することが大切である。
高橋委員が述べられておるように、その各々の事業、事案、時点ごとに、個別に考えていくことが重要である。
特に、空港コンセッションは公的な意味合いが大きく、航空ネットワーク維持が国際的に見ても必要であるという御意見をいただいています。
あと、２点目がSPC株式の流動化促進について御意見をいただいています。
マネーゲームにならないように、譲渡先事業の継続性の担保が重要である。譲渡することにより、事業がより良くなることが求められ、そのための責任がいる。
無議決権株式の導入という考え方もあり得るといった御意見をいただいています。
あと、参考資料３の４ページ目にあります、PFI機構の関係で御意見をいただいております。
PFI機構は、このようなコロナ禍など不可抗力な状況や、今後の起こり得る災害状況も踏まえ、公的かつ中立な立場の重要性を考え、設置期間の延長の検討が必要であるという御意見をいただいていますので、御紹介をさせていただきました。
私からの説明は、以上でございます。
○飯島委員長　ありがとうございました。
それでは、ただいまの説明に関しまして、委員の皆様より御意見、御質問をお願いします。五十音順にこちらから指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。
まず、飯島委員、お願いします。
○飯島淳子委員　飯島でございます。よろしくお願いいたします。
資料１－３につきまして、３点申し上げたいと思います。
まず、８ページの専門的な人材の派遣、育成、活用の支援等についてでございます。これは、人材バンクのようなイメージかもしれませんが、一般的に、地方公共団体の職員等については人事異動のサイクルなどの継続性といった問題があるのに加えて、特に、庁内の合意形成などを対象とするとなりますと、いわゆる組織文化に関わってくる、非常に固

有性の高い分野になるかと思います。そういう意味で機能するのか、マッチングの問題なども出てくるのではないかと思いました。

また、この支援制度も、スライドの最後にもございます、専門家連絡会議といったような横のつながりは、恐らく現在でもあるのではないかと思いますが、そういうものや既存の制度に比べて、内閣府が認定登録をするという、この制度のどこに独自の意義を見出すのか、もう少し明らかになったほうがよいのではないかと思いました。

２点目は、優先的検討等の促進についてです。この中で、人口20万人というラインで、それ以上とそれ未満とで区切り、人口20万人未満については、実績も余りなく、また、優先的検討規程の策定も非常に割合が低いから、ここにターゲットを当てるということはそうなのかもしれません。ただ、20万人未満というのは非常に大ざっぱで、ひとくくりにはできないだろうと思います。いわゆる小規模といったときに、どこで線を区切るのかという問題もあるかもしれませんが、さらに申しますと、一定程度以下の小規模町村については、果たして本当にPFI事業が必要なのか、あるいは有効なのか、民間事業者の存在、その量や質も比べまして、もう一度考えることもあり得るかと思いました。

３点目は、地域プラットフォームに関しまして、17ページで、令和２年度追加地域もお示しいただいていますが、この追加地域を見ますと、例えば、ふじのくにとか佐世保などは、もともと静岡市、長崎県にあるのに加えて、さらに形成されているという、そういう地域がある一方で、例えば東北地方には全くないと言ったように、やはり地域差があります。地域差については、ほかのところでも指摘がございましたが、ただ、地域差があることには何らかの理由もあるだろうと思いますので、PPP/PFIを全国でどのように普及させるのか、あるいは普及させなければならないのかということについても、考える余地はあるかと思いました。

以上でございます。

○飯島委員長　ありがとうございました。

続きまして、上村委員、お願いします。

○上村敏之委員　関西学院大学の上村です。

今年度より参加させていただきます、よろしくお願いします。

御報告ありがとうございました。ざっと４点、意見を述べさせてもらいます。

第１に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大不可抗力として対応されていることは適切であったと思います。今後、PFI事業についても、公民のリスク分担に関わる重大な事案ですので、参入しようと考える民間が萎縮しないような対応をお願いしたいと思います。

２つ目に、この事業に関するアンケート調査の結果が掲載されています。資料１－１ですけれども、協議等の増強と書かれていまして、協議をしているかどうかという項目になっていると思いますけれども、その内容としては、損失、損害の補填費用の負担、対価の見直しなどが書かれていますけれども、実際の対応がどうなのかということが次に来ると

思います。今後、事例を積み上げること、あと適切な対応がなされているかどうかを確認するためにも、今後の対応の把握が重要だと思いました。

３番目に、私は関西で地方自治体の行政に関わる機会が多いのですけれども、小さい規模の自治体ほど、PFIに意識が向いていないということは、本当にそのとおりだと思います。

その点では、アドバイザリー費用の支援や、専門家の派遣といった支援は重要ですけれども、お金の問題もありますが、どちらかというと人の問題が大きいと思っています。決めるのは人だからです。

前例を踏襲することで済むのだったら、PFIを導入しようと思わないと思います。やはり手続が非常に複雑ですし、メリットを享受できるということを本当に理解できないと、なかなか踏み切ろうと思えないと思います。

人口20万人未満の自治体へのPFI導入支援についても書かれていますけれども、先ほど飯島委員が言われたように、自治体は、それぞれ異なる性質を持っていますので、ある自治体で通用したから、別の自治体で通用するというような世界ではないと思います。ですので、一律にという雑な対応ではなくて、規模別は、もちろんなのですけれども、特に地域別のきめ細かい対応が必要になると思います。

横並び意識が非常に強く、相互参照行動を取るのが自治体の特徴ですので、近隣市町村に事例が増えてくると、チャレンジしようと思うのが自治体です。

ですので、地域別に考えて、横並び意識をうまく使った支援が有効であるように思います。

４つ目です。地域プラットフォームですが、地域プラットフォームができたとしても、どんな活動をしているのかというところが重要ではないかと思います。

今、プラットフォームを作ることが大切だと思われて、そういうような活動になっているかもしれませんが、次の段階としては、この活動の内容や頻度によって、PFIの導入に差が出てくるのかということを検証して、有効な活動を横展開していくということが大切だと思います。

私からは、以上です。

○飯島委員長　ありがとうございました。

続きまして、北詰委員、お願いいたします。

○北詰委員　２点ございまして、１点目でございますけれども、例のコロナの部分について、不可抗力にしたということでよかったと思うのですけれども、次回、またコロナに類するようなことが発生した場合は、必ずしも不可抗力とは限らないということになるはずでございます。

そうすると、どれぐらいの規模だったらとか、あるいは保険であるとか、そういうコロナ対策の社会制度でありますとか、そういったものができたら、不可抗力とせず、ちゃんと、あらかじめ想定していたものに対する合意に基づくリスク分担で、どれぐらいのもの

であれば、また同様に不可抗力と呼ぶのかというような辺り、これは、こちらサイドといいますか、制度をつくるサイドのほうでも、今回のウィズコロナというか、アフターコロナに基づく不可抗力かどうかを判断する基準というものを、定量的に決められることは、まずないと思いますけれども、定性的であるか、あるいは何がしかの事柄の有無で判断するようなルールが必要になるのかなと思いました。

２点目でございますが、小さな自治体に対するアドバイザリーの件でございます。

アドバイザリー費用の支援、これは結構なのですけれども、私も地方にいるので、自治体で初めてPFIを導入しますという方々に対して、アドバイスするケースが多いのですけれども、単にアドバイザリー企業からアドバイスを受けるだけではなくて、次回以降は、自治体の方々が主導で、すなわち自治体職員が独り立ちとまでは言いませんが、自治体職員が主導でPFIが導入できるように、アドバイスの中身が、人材育成的な要素が含まれていれば、より支援を手厚くするというようなやり方をすることによって、単なるアドバイスではなくて、自治体の職員がPFIや、あるいは新しい官民共同の仕組みに対して、抵抗感もなく、かつスキルアップするというほうにつなげていくことに、積極的に着目するべきではないかなと考えました。

以上でございます。

○飯島委員長　ありがとうございます。

続きまして、倉斗委員、お願いします。

○倉斗委員　今年度より委員として就任いたしました、倉斗と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

本日の資料に関しましての意見、既に多くの委員の方々がおっしゃっていることと、大分重複してしまう部分があるのですけれども、重ねて申し上げたいと思います。

まず、１－１の新型コロナウイルスの、今、先生方もおっしゃったような不可抗力としてというお話ですけれども、私もこれに関しては、今回、このような判断をされていることに関して賛成です。

ただ、やはり、これからまたあったらということもそうなのですが、まだ、終わっていないということを考えたときに、いつまで不可抗力としてということで通用するのかというようなところを疑問に思いました。

それから、資料１-３だったかと思いますが、先生方がおっしゃっているアドバイザリー人材育成の件。私も、建築の立場でいろいろな小さな自治体も含めて、委員などをやらせていただいていますけれども、毎度かなり悩ましいなと思うところでして、せっかく育成した人のそうですし、自力で学習をして、こういったことについての専門知識を得た方々が、市長が代わるとか、いろいろな状況で異動していってしまうというようなことというのを多く見てきまして、そういう行政の独特のシステムと、この人材育成というシステムが、どのようにマッチングしていくのかなということを疑問に思うところがありました。

それから３点目、こちらも先生方と重複してしまって申し訳ないのですが、小規模自治体でPFI導入例が少ないという話で、これもいろいろな自治体で委員をやらせていただいていますと、やはり前例がないということもそうですし、サウンディング的なことをしたときに、手を挙げてくれるような民間が出てこないのではないかというような話も、ちらほらと聞いたりします。ですので、必ずしも全国的にこの方法でやるべきだとは、私はやはり思っておらず、個別解として、１つの選択肢というようなことで考えたときに、行政の規模とのマッチングということを、もう少し丁寧に考えていかなくてはいけないのではないかということを考えました。

以上です。

○飯島委員長　ありがとうございます。

それでは、谷口委員、お願いいたします。

○谷口委員　御説明、どうもありがとうございました。

私からも２点なのですけれども、皆さんおっしゃっていたとおり、新型コロナの災禍は、未曾有の危機だと思いますので、こんなリスクは、民間は取れないと思います。

地方で主体も税収が非常に減っていると伺っていますし、やはりこういうときに、国こそが、国とか企業とか事業者を守るべきではないかと私は思いますので、上村委員がおっしゃっていたように、不可抗力として認識するというのは妥当だと思います。

また、今回、こういうことでPFIという制度のリスクが露呈したのではないかと、私は思っています。今後、例えば、第３次世界大戦とか、宇宙人が攻めてきたとか、そういうことも起こり得るわけで、そんなリスクは民間は取れないわけですね、そこはPFIのリスクとして認識をしながら、PFIを進めていかなくてはいけないのではないかと感じました。

２点目、SPCの流動化について、私自身が、例えばそれでどうなるのかということをイメージできずにおります。

流動化でどんなメリット、デメリットがあるのか、どんなメリット、デメリットを想定して流動化を促すのか、恐らく流動化を促す方向に行きたいのかなと資料を読んでいて思ったのですけれども、それがどうなるのかというのは、想定みたいなことをするべきではないかなと感じました。

以上です。

○飯島委員長　ありがとうございます。

山口委員、お願いします。

○山口委員　御説明ありがとうございました。

今年度から委員に加わらせていただいています、青山学院大学の山口と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

私、計画部会のほうにも出席させていただいております。そこで少し意見を申し上げているのですけれども、それと重複する部分がありますが、２点ほど、意見を申し上げさせ

ていただきたいと思います。

まず、SPCの株式の流動化です。計画部会のほうでは、定義と意義を明確にしてほしいということを申し上げたのですけれども、やはり資料を拝見しますと、SPCの株式の流動化というのは、民間事業者による早期の資金回収、これが大きなメリットということで、リスクマネーを早期に回収できるので、民間事業者がコンセッションに参入しやすいと、そういったことを、多分イメージされていると思います。

一方で、リスクマネーの供給主体が、実際に事業を運営している事業者から、他の機関投資家等に移るということになりますと、やはり所有と経営の分離ということで、経営責任の明確化に関して問題が出てくるのではないかなと思っています。

また、コンセッションと一口で言っても、事業の種類によって、やはり株式の流動化が適切であると考えられるものと、そうでないものとあるのではないかなと思っています。

今、新型コロナの影響等が出ていますけれども、本来で言いますと、空港とか、あと、いわゆる有明アリーナとか、集客型の施設とか、そういったところは比較的高い収益性が見込まれるというところで、そこに関しては、SPCの株式の流動化というのも１つあり得るのかなと思うのですけれども、一方で、上下水道とか、地域密着型で住民が上下水道料金を支払ったりというところで、SPCの株式の流動化というのをやると、要は民間がぼろもうけできるような、非常に間違ったというか、誤解されるようなメッセージを与えてしまうのではないかと思っていますので、この辺り、SPCの株式の流動化ということを進めていくとした場合に、やはりメリットとデメリットというか、意義と問題点、そこをきちんと整理をしていただいた上で、また、その事業の種類に関しても少し整理をしていただいて、どの範囲で株式の流動化、どのような形でやるのかというところをもう少し焦点を絞って議論をしていったほうがいいのではないかと思っています。

それから、２点目が専門的な人材の派遣、育成、活用への支援等ということなのですけれども、私は、国土交通省の先導的官民連携推進事業に関して、それを、審査をする委員をやっております。そこでも、こういったノウハウを持つ地方公共団体の職員等、自治体の職員に限定されないのですけれども、そういった人材を派遣する制度ということで、PPPサポーター制度というのがあります。それがある一方で、内閣府として、また、こういった人材派遣の制度を設けるといった場合に、複数の制度を設けるのは、それぞれ趣旨が違って、そのサポートの仕方が違うということであれば、それはそれでいいと思うのですけれども、同じようなサポートするのであれば、やはり一元化して制度を設計したほうがいいのではないかなと思っております。

以上です。

○飯島委員長　ありがとうございます。

最後に、柳川計画部会長、各委員の御発言を踏まえて、何かございましたら、お願いをいたします。

○柳川委員　計画部会長を務めております、柳川でございます。

各委員の皆様方から貴重な御意見いただきまして、誠にありがとうございます。

計画部会としては、冒頭、事務局のほうからお話があったように、このPPP/PFIをいかに多くの自治体で活用できる形にして、住民あるいは国民の利便性を高めていくかという方向で、しっかり議論をしていきたいと思っておりますので、本日の御意見、様々いただいたものをしっかり受け止めて議論したいと思っております。

まず、新型コロナの対応に関しましては、もう皆さんがおっしゃったとおりでございますけれども、これだけのことが起きるということは、想定はしなかったので、これがPPP/PFIの利用に、抑制的にならないように、しっかりと対応とルール整備をしていく必要があるだろうと思っております。

それから、流動化の話に関しては、今、山口委員からお話があったように、やはり、しっかりと状況を整理して、当然、様々なメリットと、それから、ある種の懸念点と、あることは事実でございますので、その辺りを整理した上で、よりよい形で実現できるように考えていくということが、計画部会で必要なことかと思っております。

それから、自治体、特に小規模自治体で、どうやってPPP/PFIを積極的に活用してもらうかというのは、計画部会でも以前からかなり議論をしてきたところではあるのですけれども、やはり、今日、皆さんと御議論いただいたような観点でしっかり進めていく必要があるだろうと。

人の問題という御議論がありましたけれども、やはりしっかりとした人が育っていて、やる気があって、それから、自治体全体としての理解が深まって、横並びという話もありましたけれども、周辺自治体が、そういう気運になってくることで、より積極的に活動する、導入する自治体が増えていくことが必要だと思います。

もう一つは、やはり手間がかかる、面倒だという部分もありますので、できるだけ簡便な形で導入できるようにして、積極的に導入していただく必要があるかと思いますので、この辺り、全体パッケージとして、どこまで、もちろん、しっかりとした制度的な担保はしないといけないのですけれども、人口20万人未満の自治体、あるいは人口20万人以上の自治体も、まだ全部が導入しているわけではございませんので、両方を含めて、しっかり導入促進に向けた検討を、これから進めていきたいと思っておりますので、皆さんの御意見をしっかり反映した上で、議論を深めたいと思っております。

どうもありがとうございます。

○飯島委員長　ありがとうございます。

事務局から、何かコメントなどございますか。

○松本審議官　事務局の松本でございます。

今、柳川計画部会長から、ほとんど御回答があったかと思いますけれども、資料１－４をご覧ください。

これは、経済財政諮問会議の国と地方のシステムワーキンググループで、このPFIのことを議論されたときの資料でございますが、今ほど柳川計画部会長がおっしゃったような

20万人未満のところも、PFI事業の件数、規模、小規模自治体の普及等ということで意見が出ております。国としては、この20万人未満の公共団体での積極的な取組について、行財政事情が厳しい中で、PFIを選択することで、バリュー・フォー・マネーも期待でき、地域の創生という意味でも、公共施設の管理を指定管理者で運営すると、雇用が不安定になるような可能性もある一方で、PFIであれば、15年とか20年の事業期間であれば、正社員化ということで、地域でお金が回っていくというようなことが期待できると考えております。

それから、上下水道等の生活インフラの再整備は必要になってくるので、そこで広域化あるいはPFIの活用を進めていかないと、人口減少の中で料金だけ上がってしまうということになりますので、しっかり取組をしなくてはいけないのではないかというような御意見をいただいているところでございます。

また、ファイナンスのところについても、いろいろな御意見もいただいております。

こういう中で、小規模自治体の話になってくるわけでございますけれども、実際上、今、町などの小規模自治体でもPFIをやっているところはございます。人口４万とか５万人規模の自治体などの例もございますが、やはり、御議論ありましたように、どうしても今までと同じ方式でいいのであれば、そのままやってしまうということに流れてしまいますので、そこのところをどう動機づけしていくかという話でございます。これまで、民間のコンサルタント等の派遣制度等はあったのですけれども、やはり議会対策とかも行政では大変大きな課題でございまして、それを課題に挙げられる団体もありますが、そういうところのノウハウというのは、やはりPFIをやったことがある自治体の職員が持っておられます。山口委員からありましたように、国交省の制度とも連携を図りながら、そういうところをしっかり、私どもとして支援をしてまいりたいと、人材の派遣ということについても、今、検討をさせていただいているような状況でございます。

その他、もろもろありますけれども、御意見を踏まえまして、適切に対応してまいりたいと思います

以上でございます。

○飯島委員長　ほかには、ございますか。よろしいですか。

それでは、私から少しコメントさせていただきます。

皆さんおっしゃったように、新型コロナウイルスの影響を、基本的に不可抗力だと、７月の時点で内閣府が迅速に示されて、PFI事業者と誠意を持って協議しているとの方針が出されていることは、大変私としても意味があるということだと思っております。

１つ御参考までに、三井物産は政府の御支援の下で、世界各地で多くのインフラプロジェクトを推進しているのですけれども、現状、大幅な収入減や事業建設の遅延、中断などに直面しております。

多くの国で相手国政府はしかるべき支援を行わない、不可抗力条項で定められた応分のリスク負担や契約義務履行すら果たせない、財政的にも厳しいといった話が出てきており

ます。

官民連携で、現在、知恵を絞って交渉しているところであります。

ちなみに主要国で、コロナ影響は、いろいろなPFIで、PPPで出ていると思いますので、御参考になって、そういう主要国でどういう対応しているのかといったのを、これからも国内の対応について、参考にされたらいいのではないかなと思っています。

したがって、国及び、現在、地方自治体とPFI事業者で、感染症の影響や事業の円滑な運営に向けて柔軟に協議が行われるものと了解しているのですけれども、双方にとって納得感のある対応となるように、本委員会としても、丁寧なフォローアップをお願いしたいと思います。

それでは、よろしければ質疑応答は、ここまでにさせていただければと思います。

委員の皆様の御意見を踏まえて、事務局において、今後、検討を進めさせていただければと思います。

また、柳川部会長におかれましては、計画部会での適切なフォローをお願いいたします。

それでは、次の議題に入らせていただきます。

議事「（２）事業推進部会報告」について、同じく事務局より説明をお願いします。

〇井村企画官　それでは、資料２－１に基づいて御説明をさせていただきます。

（事務局より、資料２－１、２－２、２－３、２－４を説明）

事務局からの説明は、以上でございます。

〇飯島委員長　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に関しまして、同じく御意見、御質問をお願いしたいと思います。先ほど同様に、順次、こちらから指名をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まず、飯島委員、お願いいたします。

〇飯島淳子委員　飯島でございます。

素朴な疑問で恐縮ですけれども、２点申し上げたいと思います。

１点目は、資料２－２の民間提案推進マニュアルの改定について、御説明が省略された参考の部分で、４ページ、５ページなどに民間提案手法の整理、事例がございます。

PFI法６条によらない民間提案が、多くの自治体で独自になされているということで、こういう事例などを見ますと、今回はマニュアルの改定という方法で対応するということではありますが、実際上、この６条が社会のニーズに合っているかについても、考え直す余地は出てくるかと思います。

２点目は、資料２－３、公共施設の非保有手法に関する基本的な考え方について、これも参考の５ページで、ファイナンス・リース方式が有効と考えられる事業として、暫定施

設、短期的な需要、仮設建物といったものが挙げられていて、これは確かにそうだろうとは思いますが、ただ、このことがPFIの基本的な、あるいは本来的な趣旨に照らして、果たして適合的なのか、設計、建設から維持管理までを一括して民間事業者に委ねることで、公共施設を一体的、効率的に整備するというところに照らして、こうしたことを推進することは適合的なのか、疑問に思いました。

以上でございます。

○飯島委員長　ありがとうございます。

この点について、重複するといけませんので、事務局からコメントしていただけますか。

○松本審議官　最初の１点目につきましては、PFI法の６条の法律上の提案というのは、今、件数が非常に少なく、社会的なニーズに合っているのかどうなのかという、御指摘でございますけれども、その点につきましては、法律上の提案は非常に大掛かりな仕組と言いますか、提案が出されたら、かなりその事業が実現する可能性が高いわけなのですけれども、バリュー・フォー・マネーなども全て出して提案していくということなので、そこに至るまでは少し大変だということでございます。その点は、やはり、民間の知恵を、創意工夫をしっかり生かしていくという意味で、ウイングを広げて運用するということで、対応していったらどうかということで、今、マニュアル改定に向けた検討をさせていただいております。

２点目につきましては、PPP/PFIということで、民間との連携をするという広い中に、PFIという手法が入っているということでございます。

おっしゃるように全部がPFIでなじむのかどうかということについては、恐らく全部はなじまないのではないかということで、PFIになじまないものでもPPPをどういうやっていこうかというような視点で、この点については検討させていただいていると、そういった状況でございます。

○飯島委員長　飯島委員、よろしいでしょうか。

○飯島淳子委員　はい、ありがとうございました。

○飯島委員長　それでは、上村委員、お願いいたします。

○上村委員　ありがとうございます。私から２点です。

１つ目ですけれども、事後評価等マニュアルの作成について、事業期間終了前に活用できるようになるということは、次の事業の引き継ぎに加えて、事業改善のためにも大切なように思います。

また、民間提案推進マニュアルの改定についても、民間提案を増やす上で重要かと思いました。

ただ、双方とも地方自治体やPFI事業者がマニュアル作成において、過度な負担を被らないように配慮することが大切かと思いました。

２点目ですけれども、ここはマニュアルについて考えているわけですけれども、全体的

な印象としてマニュアルが増えれば増えるほど、PFIは手続が複雑だという認識になっているのだとすると、それは、できるだけ避けなければならないと思います。

先ほどから、小規模自治体のPFIの推進が課題になっていますけれども、マニュアルが増えたり複雑化すると、小規模自治体ほどハードルが上がってくるようなジレンマがあるように思っています。

ですので、いかに簡素化するか、さらには、手続をデジタル化するかという視点も重要ではないかと思いました。その点は、来年にデジタル庁ができるということなのですけれども、PFIに関しても、デジタル化によって手続の申請とか、そういうものの簡素化が図れればいいなというように感じております。

以上です。

○飯島委員長　ありがとうございます。

倉斗委員、お願いいたします。

○倉斗委員　資料の２－３の５ページ目についてなのですけれども、１点お伺いします。

例えば、表の２行目の短期的な需要の変化に対応するための施設というところで、不要な施設を所有せずに済むというのは、自治体が、という主語で合っていますか。

○松本審議官　はい、合っています。

○倉斗委員　となると、私自身は学校教育施設の建築系の研究をしているのですが、コミュニティの形成とかそういったことを考えたときに、学校教育施設というようなものが、短期的な需要であるというものに位置づけられていることに、若干、違和感があるのですけれども、子供が減ったから、では、施設を手放す、というようなことで考えられているのかという点を伺えればと思います。

○松本審議官　この点については、子供が減ったからというのではなくて、例えば、急にマンションや大規模なものができて、急に需要が増える一方で、人口構成で将来的に需要が減ることが見えていると、そういう中で一時的な需要についてどう対応するかということで、現在、非保有手法が使われている事例がございましたので、そういった事例を踏まえまして、対応を検討させていただいているというようなところでございます。

具体的には、浦安市さんで、こういった事例がございます。

倉斗委員がおっしゃるような学校施設の他用途利用とか、複合利用とか、そういった点については、このPFIの会議ではないのですけれども、別途、文科省さんのほうで、検討はされているというような状況でございます。

○倉斗委員　そうしましたら、要望としましては、表現として、需要が減少したというのが、子供が減ったというようなことかなと思え、やや乱暴な見え方になってしまうのではないかという気がいたしましたので、一時的な増加に伴ってというニュアンスが、どこかにあったほうがいいのかなという気がしました。

以上です。

○松本審議官　御指摘を踏まえて、表現ぶりをしっかり整えていきたいと思います。

○飯島委員長　ありがとうございます。

谷口委員、お願いをいたします。

○谷口委員　私からは１点だけ、民間提案推進マニュアルについてなのですけれども、これを促進するために、民間提案の、具体的なお話のようなものをまとめて、コラム的に入れたらいいのではないかというアイデアです。

ぶつ切り、断片的な情報、データも、それはそれで必要だと思うのですけれども、そうではなくて、例えば、あるところにこういう自治体がいて、こういうことが起こり、その職員さんは、こう考えていろいろ調べて相談して、こうしました。それがやはり駄目だということになって、そこに誰々がアドバイスをくれて、といった、ストーリーとしてきちんと載せるということで、非常に親近感もわくと思いますし、何より分かりやすいと思うのです。伝わるということです。

できれば、紆余曲折があり、ちょっとした苦労話と、それをどう克服したか、それによって、すごくいい結果になったといった、ストーリーとして載せるということを、ぜひ御検討いただければと思いました。

以上です。

○飯島委員長　ありがとうございます。

続きまして、柳川委員長代理、お願いをいたします。

○柳川委員　柳川でございます。

先ほど上村委員がおっしゃったところでしょうかね、マニュアルやルールを増やすと、かえって手間がかかって、PFIの導入が進まないという話は、非常に重要なところだと思っていまして、本来マニュアルが必要になった、あるいはマニュアルを作るということになった理由は、これを簡便な形で導入をすると、マニュアルに従ってやれば、例えば複雑な話を理解していなくても、あるいは複雑な交渉をしなくても、できるようにするというために、マニュアルが導入されてきた経緯があったと理解しています。

ですので、簡便にやれるためのマニュアルがどんどん分厚くなっていって、やらなくてはいけない手続きが増えていった結果、みんなが大変になって、こんなものを必要とするなら、やめておこうかという話になるのは、非常に問題というか、本末転倒な話だと思いますので、例えば、民間提案の話であれば、民間事業者側、あるいは、それとともに行政の側がマニュアルを使うことで便利に、あるいは簡便にできるようにするにはどういうマニュアルにするかということを、やはりしっかり考えていく必要があるなと思ったところでございます。

特に民間提案のところでいけば、やはり受け入れる側の自治体は、いろいろなことを制度的に考えなくてはいけないところがあって、そこはマニュアルに従えば、ある意味で、かなりオートマティックに処理ができる。別に、民間企業側からすれば、このマニュアルに沿った形での提案であれば、行政がほぼ自動的とは言いませんけれども、比較的にきちんと受け入れてくれる可能性が高いと、やはりそういう組み合わせがあってこそ、民間提

案がしっかり進むのだと思いますので、こういうところを改めて考え直す必要があるのだなということを感じている次第でございます。

それから、非保有手法のところは、やはりここも非常にPPP/PFIを増やしていくためには、とても重要なところなのではないかと思います。

ただ、いかん通常のPFIでもなかなか複雑だったり、通常の行政がやってきた話とは乖離がある、分かりにくいという話なのに、加えてこういう話は返ってきますと、なかなか理解が進まなかったり、あるいはこういう話をどうやればいいのかということが分からなかったりする場合があるのだろうと思いますので、いかにこの話を、特に自治体側にどういうふうに理解していただくかというところの周知徹底というのが重要ではないかと思っている次第でございます。

以上でございます。

○飯島委員長　ありがとうございます。

山口委員、お願いをいたします。

○山口委員　御説明ありがとうございました。

私、事業推進部会にも出席させていただいていますので、いわゆるマニュアル様式であるとか、ヒアリングをすべき事項等については、事業推進部会のところで意見を述べさせていただいております。

今回１点、意見を言いたいところは、資料の２－１なのですけれども、ここで事業評価等を行うと、この事業評価等の目的というのは、次期事業の意思決定に役立てているということで、４年ほど前から開始して、１年間で事後評価を行うと、こういった形になっているのですけれども、実際に、私、横浜市の民間資金等活用事業審査委員会というところの常勤委員となっていまして、そこでは、実際に横浜市が終了したPFI事業について事業評価を行います。そこで、外部有識者からなる委員会でもって審議を行うという形で事後評価を行っているということで、実際、PFI事業が全て終了した段階で、事後評価を行うという形をとっているのです。

ここで、内閣府さんが考えているのはそうではなくて、次期の事業に役立てるということなのですけれども、あまり次期事業の意思決定のために、非常に重い事後評価の負担を課すというのが、そもそもどうなのかなというところと、まだ事業が終わっていないのに、そこで事後評価ということを大々的にやるというところがどうなのか、根本的に気になってはいるところです。そこで、次期事業の意思決定に役立てるための事後評価と、それから実際に事業期間終了した段階で、ライフサイクル、その事業全体を通じた事後評価と、２つがあると思うのです。

場合によっては、意思決定に役立てる情報を入手するといったところを想定した事後評価については、ある程度簡素化して、一方で、実際に事業が終わった段階で、しっかりした事後評価を行うと、こういったツーステップもあり得ると思うので、単純に４年前から１年間やって、そこでしっかりした事業評価をやって終わりみたいなところではなくて、

そういったバリエーションみたいなものを少し整理して入れたほうがいいのではないかなと思っています。

もう一つは、事後評価を行うといった場合に、やはり評価結果の公正性というか、適正性というのを、どう確保するのかというところで、先ほど触れましたように、横浜市の委員会では、外部の有識者が実際に議論をしまして、その結果を報告書に取りまとめているということなので、そういったデータを踏まえた上で、自治体、事業者からいただいたデータを整理した上で、それを外部の有識者が検討するというようなステップも必要なのではないかなということで、そういったところも少し考慮に入れながら、マニュアルというのは、検討する必要があるではないかと思っています。

以上です。

○飯島委員長　ありがとうございます。

最後に、北詰事業推進部会長、各委員の御発言を踏まえて、何かございましたら、お願いをいたします。

○北詰委員　皆さん、御意見をどうもありがとうございました。

こちらの委員会につきましては、これからヒアリングをいたしますのでということで、かなり説明につきましては、こんなことを考えているという表現にとどまったところがございますけれども、逆に申し上げますと、この３つのテーマにつきまして、我々が考えていることと、それから現場で、いろいろ取り組んでおられる方々の意識とか、思いというのを、うまくつなげていくことで、これが展開していけるのかなと考えておりますので、我々、部会のほうでも、こんなことを聞いたらどうだろうかとか、こういうことが課題だねというのは、たくさん議論させていただいたのですけれども、皆さんの御意見、知恵をいただきながら適切に進められればと思いました。

特に３点ぐらいあると思うのですけれども、先ほどお話がありました、マニュアルを増やすと手間がかかるという御議論でございますが、逆に言うと、どういうところを簡素化すると、一番効果的にPFIなり何なりが、あるいは民間提案なり何なりが魅力的になるかというようなことを、うまくニーズ調査と言いますか、ウォンツ調査といいますか、そういうことをヒアリングの中から生み出すことによって、マニュアルの中身、書きぶり、あるいは要件というのが変わってくるのかなと思います。

２点目は、非保有についてですけれども、これは、内閣府さんのほうからも御説明がありましたように、どちらかというと、PFIの従来の典型的な枠組みにこだわらず、PPPという枠組みで、どんどん可能性を広げていきたいというようなうちの１つと考えていただいた方がいいのかなと思います。

そもそも基本形としてのPFIという在り方が、これから先、有効かどうかという議論はあり得るので、どちらかというと幅広くいろいろな可能性を考えた中で、一番有効な展開を考える選択肢をたくさん持っておきたいというような、割と未来志向といいますか、拡大志向の中で、こういう議論がされれば、ということに考えています。そう考えていると

御理解いただければと思います。

最後、事後評価についてですけれども、山口委員や部会から御意見ございました、例えば、事後評価という表現を期間末評価と終了時評価とか、言葉遣いも変えていきながら、意義であるとか、目的がちゃんとそれぞれ違っていて、その中身が適切に評価されるべきだよというようなことを意識するような展開が必要になっていくのかなとお伺いしていて感じておりました。

過度な負担にならない範囲において、ニーズを踏まえながら、適切な制度設計ができればなと考えております。

どうも、皆さん、御意見ありがとうございました。引き続き、部会にて議論を進めていきたいと思います。

以上です。

○飯島委員長　北詰委員、ありがとうございます。

事務局から、何か補足説明等ございますか。

○松本審議官　補足ではないのですけれども、先生方からいただいたマニュアル作り、私ども行政としてマニュアルを作るのは、やはりPFIをやりやすくするために作るのだと、本当におっしゃるとおりでございまして、それを肝に銘じて、しっかり取り組んでまいりたいと思います。

ありがとうございます。

○飯島委員長　ありがとうございます。

私のほうから、幾つかお願いがあります。

まず１つ目、民間提案を促進するためのマニュアルの改定、これについては、皆様から簡便にすべきだといったような御意見が出ていますので、私からは、検索機能の簡素化と、それから迅速化を何か工夫していただけると、よりやりやすいのではないかなと、そこは、お願いしたいと思います。

それから、マニュアルについては、引き続き、官民が理解しやすい内容に、ぜひ努めていただいて、PPP/PFI事業取組へのハードルを少しでも低くして、尽力をしていただきたいと。

また、民間が地方公共団体と相談しやすくなるような環境整備や、人材面での支援も、皆さんから御指摘あったように重要と考えておりますので、よろしくお願いします。

それから、公共施設の非保有手法に対する考え方についてなのですけれども、御説明がありましたように、本件が有効な手法の１つだとの前提で検討を進められていると理解しておりますので、端的に、具体的に、こういうメリットがあるのですよと、一方で、こういうデメリットもあるかもしれないと、そういったものを具体例で示していただけると、我々としては、分かりやすいのではないかと思っておりますので、その辺も御配慮いただければと思いますので、お願いをいたします。

それでは、よろしければ、質疑応答は、ここまでにさせていただければと思います。委

員の皆様の御意見を踏まえて、事務局において、今後、検討を進めていただければと思っております。

また、北詰部会長におかれましては、事業推進部会での適切なフォローをお願いいたします。

それでは、本日の審議は、ここまでにさせていただければと存じます。

事務局から、その他連絡事項等があれば、よろしくお願いいたします。

〇波々伯部参事官　それでは、事務局から最後に事務連絡となりますけれども、資料の最後に資料３というのをお配りさせていただいておりますが、今後のスケジュールでございます。

次回は、PPP/PFI推進アクションプランの令和３年改定版の案について御審議をいただくことを予定しております。

時期につきましては、来年の５月頃を予定しておりますけれども、後日、日程調整の上、改めて御連絡をさせていただきたいと思います。

どうぞ、引き続き、よろしくお願いいたします。

それでは、本日は、以上で閉会とさせていただきます。

委員の皆様、どうもありがとうございました。